個人情報

外国人材の書類は、預かり方を先に決める

在留カード・旅券・合格証明書の写しを扱う会社へ

外国人材を採用する人事・総務の方へ

この資料で分かること

1 原本を会社で預からない理由

2 写しを預かるときに決めること

3 個人情報保護法の改正のいま

2026年10月2日 確認

在留カードと旅券の原本は、会社で預かりません

決まり	書いてあること
外国人雇用管理指針	旅券・在留カード等を保管しない
入管法第23条	在留カードは本人が常に携帯

確かめたら、原本はその場で本人に返します。

指針は、厚生労働省の告示です。

在留カードは、読取アプリで確かめるのが適切です

項目	指針に書いてあること
確かめ方	本人の同意を得て読取アプリを使う
照らし合わせ	ICの情報と券面の記載
届け出る事項	氏名・在留資格・在留期間など
それ以外の事項	確認・届出は要らない

指針は、プライバシーへの配慮も求めています。

写しを預かる前に、使う目的を本人に示します

- ☐ 何に使うかを決め、本人に示す
- ☐ 示した目的のほかには使わない
- ☐ 保存する場所と、見られる人を決める
- ☐ 外部に預けるなら、預け先を監督する
- ☐ 本人の同意なく、ほかの会社に渡さない
- ☐ 要らなくなったら、遅れずに消す

個人情報保護法の
決まりから選んだ項目です。

応募者の情報は、募集の目的の範囲で使います

使い方の例	扱い
面接の日程の連絡に使う	目的の範囲内
匿名にして選考を分析する	目的の範囲内
他社の採用選考に使う	範囲の外
求人と関係のない勧誘に使う	範囲の外

集めるときに、何に使うかを具体的に示します。

職業安定法第5条の5。例は厚生労働省の求人企業向けリーフレットから。

改正個人情報保護法は、施行日がまだ決まっていません

項目	内容
公布	2026年7月17日
施行	公布から2年以内、政令で決める
細かい決まり	政令・規則は委員会で検討中
新しい制度	課徴金、顔特徴データの決まり

施行までは、いまの
法律の決まりで扱います。

顔特徴データは、単なる顔写真ではない。範囲は政令以下で決まる予定。

預かっている書類を一覧にし、消す時期を決めます

次にやること

1. 預かっている書類の種類と、保存場所を書き出す
2. 見られる人をしぼり、外部の預け先を確かめる
3. 書類ごとに消す時期を決め、社内で共有する

出典

厚生労働省：外国人雇用管理指針

個人情報保護委員会：令和8年改正法

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

今の採用と支援の状況を、30分で整理します

ご相談で分かること

1. 求人の条件に合う人材がいるか
2. 紹介手数料と、支払いの方法
3. 入社までの流れと、かかる期間

ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 対応分野：飲食料品製造／介護／外食／宿泊／建設／工業製品製造／ビルクリーニング
- 建設現場で直接作業する業務のご紹介は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784